

(新) 硝酸性窒素重点地域対策モデル事業 21百万円( 0百万円)

水環境部土壤環境課地下水・地盤環境室

### 1. 事業の概要

平成11年に硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が地下水の水質汚濁に係る環境基準項目に追加されたが、環境基準の超過率は依然として高い状況にある。このため、健康被害の未然防止の観点から、環境基準を超過しており、かつ、代替水源が存在しない地域を中心に、早急に対策を講じる必要がある。

硝酸性窒素による地下水汚染は、施肥、生活排水、家畜排泄物等、汚染原因が多岐に渡ることから、地域の実情に応じた効果的な対策を講じることが重要である。これまで、硝酸性窒素による地下水汚染の調査手法、対策手法、浄化技術の基礎は概ね確立してきており、今後はこれらの手法を環境基準の超過地域に重点的に適用していくための仕組みが必要である。

本事業では、硝酸性窒素の環境基準を大きく超過しており、地下水の飲用率が高いモデル地域において、関係省庁との連携を図りながら、上水道への早期転換、恒久的な窒素負荷低減対策（施肥対策、生活排水対策、家畜排泄物対策等）、浄化対策等を推進するため、地域を指定して重点的に硝酸性窒素対策を実施するための制度的な仕組みについて検討する。

### 2. 事業計画

	H17	H18	H19
モデル地域の選定			
汚染状況調査の実施			
重点的対策の検討			
海外の地域指定制度に関する調査			
地域指定制度の検討			

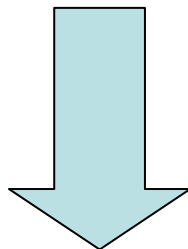
### 3. 施策の効果

硝酸性窒素対策による地下水汚染に対し、各々の地域の実情に応じた負荷低減対策や浄化対策等を促進するための制度のあり方を検討することにより、重点的に汚染を解消する仕組みを確立する。

# 硝酸性窒素対策に関する地域指定制度のイメージ

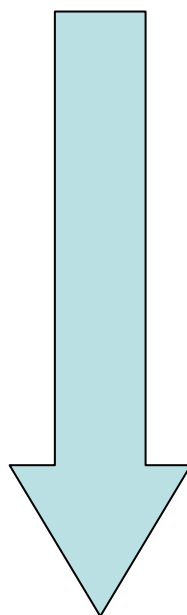
## 硝酸性窒素対策重点地域の指定

汚染状況調査  
汚染機構解明  
地域協議会の設置



## 硝酸性窒素対策重点推進計画の策定

窒素負荷低減対策  
・施肥対策  
・生活排水対策  
・家畜排泄物対策 等  
地下水浄化対策  
飲用対策  
地域住民の参画による取組  
・啓発活動  
・地域内窒素流通の促進



## 硝酸性窒素対策重点推進計画の実施・フォローアップ